

逗子市カーボンニュートラル推進補助金
(逗子市電気自動車用充電設備導入費補助金)

逗子市カーボンニュートラル推進補助金

(逗子市電気自動車用充電設備導入費補助金)

申請の手引き

令和8年4月

逗子市 環境都市部 環境都市課

逗子市カーボンニュートラル推進補助金
(逗子市電気自動車用充電設備導入費補助金)

目次	頁
1 目的	3
2 補助事業の範囲	3
3 補助対象経費及び補助金額	4
4 補助金を受け取るまでの手続きの流れ	5
5 申請に必要な書類等	6
6 交付申請書の提出期限	9
7 完了報告書の提出期限	9
8 交付申請の内容を変更する場合の手続き	9
9 完了報告に必要な提出書類	10
10 提出書類の記載例	11
11 その他	16

1 目的

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの利用及び温室効果ガスの排出量の削減等を促進するため、電気自動車用充給電設備（V2H）に対して、補助金を交付するものです。

2 補助事業の範囲

- 補助の対象とする設備（補助対象設備）は次のとおりです。

補助対象設備	
電気自動車用充給電設備（V2H）	・次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド車及び燃料電池自動車）に搭載された蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用できるようにし、自動車と住宅とで電力を相互に供給する設備

ただし、以下の要件を満たすものとします。

- ・導入する設備が未使用品であること
- ・個人の場合は、補助対象設備を設置された住宅に居住し、該当住所に住民登録があること
- ・法人及び個人事業主の場合は、市内にある事務所又は営業所に設置すること
- ・市税に滞納がないこと
- ・逗子市暴力団排除条例第2条第1号から第3号まで及び第5号に規定するものでないこと

注意点

- ① 市内に転入する申請者は、補助事業を実施する年度の3月15日（完了報告提出期限日。閉庁日の場合はその前開庁日）までに、補助対象設備の設置された住宅において、逗子市の住民登録をする必要があります。
- ② 補助金の申請者以外に、補助対象設備の設置された住宅の所有者がいる場合は、その全ての所有者の同意を書面で得る必要があります。「設置同意書（第4号様式）」をご提出ください。
- ③ 賃借人が申請する場合は、住宅の所有者又は管理を委託されている事業者の同意を書面で得る必要があります。「設置同意書（第4号様式）」をご提出ください。
- ④ 建売住宅購入の場合、「住宅の引渡し」によって事業の着手と完了が同時に行われたものと扱います。
- ⑤ 補助を受けた補助対象設備は、5年経過する前に市長の承認を受けないで処分することはできません。また、市長の承認を受けて処分した場合は、補助金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

3 補助対象経費及び補助金額

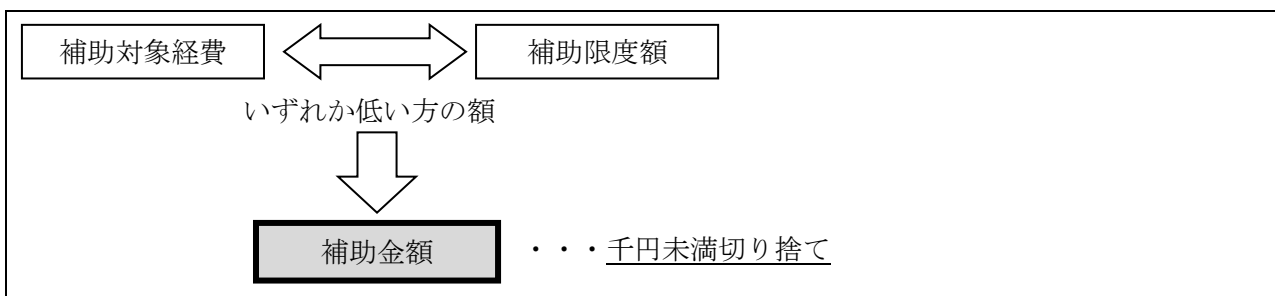
○ 補助対象経費は、補助対象設備の購入及び工事に要する経費です。

ただし、算出に当たっては、次の金額を控除します。

- ・ 逗子市以外の補助金を受けた場合は、補助対象経費に係る補助額
- ・ 消費税及び地方消費税相当額

設備の種類	補助限度額
電気自動車用充電設備（V2H）	20万円

○ 補助金の額は、「補助対象経費」と「補助限度額」のいずれか低い方の額とします。（ただし、千円未満の端数があるときは端数金額を切り捨てます。）



4 補助金を受け取るまでの手続きの流れ

申請者

- 申請書等の提出

申請者本人または同一世帯のご家族が窓口でご申請ください。原則、施工業者等による代理申請は受け付けておりませんが、委任状(任意の形式可)の提出により代理申請が可能です。

逗子市

- 申請書の受理、審査
- 交付決定の通知

申請書が(不備のない状態で)受理されると、2週間程度(申請状況により変わります)で交付決定通知を発送します。なお、先着順で受け付け、予算額に達した時点で受付を終了します。

申請者

- 補助事業の着手
- 補助事業の完了
- 完了報告書の提出

交付決定前に設置工事の着手や建売住宅の購入をすると補助金を受けられなくなりますのでご注意ください。

完了日は、「設備の設置工事の支払い完了日」、「新築(又は建売)住宅の支払い完了日」、「新築(又は新築建売)住宅の引き渡し日」のうち、最も遅い日です。

補助事業が完了した日から30日を経過した日(年度末の場合は3月15日。閉庁日の場合はその前閉庁日)までに完了報告書が(不備のない状態で)受理される必要があります。期日を過ぎると、補助を受けられなくなりますのでご注意ください。

逗子市

- 完了報告書の受理、審査
- 交付金額確定の通知

申請者

- 交付請求書の提出

交付請求書の受理から1ヶ月程度(申請状況により変わります)で逗子市から補助金が振り込まれます。

振込通知は行いませんので、交付請求書に記載された口座をご確認ください。

逗子市

- 補助金の振り込み

5 申請に必要な書類等

○ 下記に記載した書類の内容をよくご確認ください、不備のないようにご用意ください。

(申請書は市ホームページからダウンロードできます。)

※書類が揃っていないものや内容に不備があるものは受付できません。

※申請内容によっては追加書類提出をお願いする場合があります。

	必要書類	内容
①	補助金交付申請書 (第3号様式)	申請者氏名は申請者自身で署名してください。
②	工事請負契約書又は売買契約書の写し	工事着工予定日、工事完了予定日が分かるものを添付してください。
③	補助対象設備の仕様書等	補助対象設備の型式、補助対象設備ごとの経費が分かるものを添付してください。
④	住宅の案内図	補助対象設備を導入する住宅の位置が分かるものを添付してください。
⑤	設置同意書 (第4号様式) 【該当者のみ】	申請者以外に補助対象設備をとする住宅に所有者がいる場合は、所有者全員の同意書を添付してください。
⑥	・賃貸借契約書の写し ・当該住宅の所有者又は管理を委託されている事業者の同意書 【該当者のみ】	賃借等している住宅に補助対象設備を設置する場合は添付してください。同意書については、⑤の設置同意書 (第4号様式) をご使用できます。
⑦	補助対象工事等内訳書 (交付申請) 【該当者のみ】	<u>必要書類②・③で工事着手予定日、工事完了予定日及び補助対象設備ごとの経費が確認できない場合は添付してください。</u>

○ 補助対象工事等内訳書（交付申請時・完了報告時）の記載例

申請書の着手予定日、完了予定日及び補助対象経費が契約書で確認できない等の場合（完了報告時の着手日、完了日及び補助対象経費が確認できない等の場合）は、次の例を参考に作成した補助対象工事等内訳書を工事請負者が作成し、添付してください。

※ 責任者及び担当者の氏名、連絡先を記載することで、押印を省略することができます。

例

補助対象工事等内訳書（交付申請）

令和○年4月15日付け申請者（逗子 太郎）と工事請負者（株式会社逗子V2H）間の契約書記載の金額のうち、補助対象となる経費の設備ごとの内訳明細等は次のとおりです。

1 契約書記載の金額のうち補助対象となる経費

電気自動車用充電設備

○ 設備費等 1,000,000円（税抜き）

2 補助対象設備に関する工事等の期間

○ 着手予定日 令和○年 5月 1日
○ 完了予定日 令和○年 9月 30日

以上の内容に間違いのないことを証明します。

申請書提出日以前の日付であることをご確認ください。

令和○年4月16日

逗子市長

工事請負者 法人名(団体名)株式会社逗子V2H

代表者名 代表取締役 池子 桜子 ㊟

所在地 逗子市久木〇-〇-〇

責任者及び担当者の氏名・連絡先

責任者：〇〇 〇〇 (090-××××-××××)

担当者：〇〇 〇〇 (080-××××-××××)

例

補助対象工事等内訳書 (完了報告)

令和〇年4月15日付け申請者(逗子 太郎)と工事請負者(株式会社逗子V2H)間の契約書記載の金額のうち、補助対象となる経費の設備ごとの内訳明細等は次のとおりです。

1 契約書記載の金額のうち補助対象となる経費

電気自動車用充電設備

○ 設備費等 1,000,000円(税抜き)

2 補助対象設備に関する工事等の期間

○ 着手日

令和〇年 5月 1日

○ 完了日

令和〇年 9月 30日

以上の内容に間違いのないことを証明します。

完了報告書提出日以前の日付
であることをご確認ください。

令和〇年 10月 1日

逗子市長

工事請負者 法人名(団体名)株式会社逗子V2H

代表者名 代表取締役 池子 桜子 印

所在地 逗子市久木〇-〇-〇

責任者及び担当者の氏名・連絡先

責任者: 〇〇 〇〇 (090-××××-××××)

担当者: 〇〇 〇〇 (080-××××-××××)

6 交付申請書の提出期限

- 交付申請書の提出期限は、補助対象設備の導入工事に着手する約2週間前又は対象設備が導入された住宅を購入する約2週間前であって、補助事業を実施する年度の2月末（閉庁日の場合はその前開庁日）までです。

なお、次の点にご注意ください。

注意点

- ① 申請書が(不備のない状態で)受理されると、2週間程度(申請状況により変わります)で交付決定通知を発送します。余裕をもったスケジュールでご提出ください。
- ② 交付決定前に設置工事の着手や建売住宅の購入（契約は可）をすると補助金を受けられなくなりますのでご注意ください。

7 完了報告書の提出期限

- 完了報告書の提出期限は、補助事業完了の日から30日以内、または補助事業を実施する年度の3月15日（閉庁日の場合はその前開庁日）のいずれか早い日までです。次の点にご注意ください。

注意点

- ① 期日までに完了報告書が提出されない場合は、補助を受けられなくなりますのでご注意ください。
- ② 完了の日とは、設備の設置工事の支払い完了日（工事を伴う場合）、設備又は設備が設置された新築（又は新築建売）住宅の支払い完了日、設備又は設備が設置された新築（又は新築建売）住宅の引渡し日のうち、提出書類で確認できる日付で最も遅い日となります。

8 交付申請の内容を変更する場合の手続き

- 申請した計画の内容を変更、中止または廃止する場合は、変更内容が確認できる書類（変更後の契約書の写し等）を添付のうえ、逗子市カーボンニュートラル推進補助事業変更承認申請書（第6号様式）を提出して、事前に承認を受ける必要があります。

なお、申請内容の変更に当たっては、補助金交付決定金額を増額して申請することはできません。

- 申請者の住所等が変わった場合は速やかに文書で届け出てください。

9 完了報告に必要な提出書類

○ 完了報告時には次の書類を提出してください。

提出書類	備考
(1) 逗子市カーボンニュートラル推進補助事業完了報告書(第8号様式)	-
(2) 補助対象設備の導入に係る領収書及び内訳書の写し	・導入した全ての設備について、申請者と同一の方が支払いを完了したことを証明する領収書(写し)などの書類をご提出ください。
(3) 補助対象工事等内訳書(完了報告) 【該当者のみ】	・補助事業完了日及び補助対象経費が確認できない場合は、内訳書(完了報告)(記載例は8頁)を添付してください。
(4) 補助対象設備の設置が確認できるカラー写真	・設備の設置、製品の型番等が分かる写真を添付してください。
(5) 国、県からの補助額が確認できるもの 【該当者のみ】	・補助対象設備に関して国、県からも補助を受けている場合は、補助金交付決定通知書の写しなどの書類を添付してください。
(6) その他市長が必要があると認めるもの	【基本的には不要】 *住宅の引き渡し日を完了日とする場合は、 <u>鍵の受領書の写しなど、引き渡し日の確認できるものを添付してください。</u>

第3号様式 (第4条関係)

記載例

逗子市カーボンニュートラル推進補助金交付申請書
(逗子市電気自動車用充電設備導入費補助金)

空欄のままで窓口にお持ちください

***赤字が記載箇所**

年 月 日

逗子市長

申請者 住所又は所在地 逗子市逗子5-2-16

氏名又は会社名 逗子 太郎

及び代表者の氏名

担当者名 (法人のみ)

電話番号 090-000-0000

メールアドレス zushi@zushi.jp

携帯番号等、日中連絡がとれる番号をご記載ください。

逗子市カーボンニュートラル推進補助金交付要綱第4条第1項の規定により次のとおり申請します。
なお、市税納付状況及び住民票記載事項等について、確認することを同意します。

1 補助事業の内容

対象補助事業名	逗子市電気自動車用充電設備導入費補助金
補助事業	電気自動車用充電設備 (V2H) の導入
設置する場所 (所在地※)	逗子市逗子5-2-16
所有権	<input type="checkbox"/> 申請者のみの所有 <input checked="" type="checkbox"/> 申請者を含む複数の者の所有 (設置同意書を添付すること。) <input type="checkbox"/> 申請者以外の者の所有 (設置同意書を添付すること。)
着手予定日	令和〇年5月1日
完了予定日	令和〇年9月30日

※ 住居表示を記載申請者以外に所有者がいる場合は、設置同意書(第4号様式)が必要です。

逗子市カーボンニュートラル推進補助金
(逗子市電気自動車用充電設備導入費補助金)

2 補助対象内訳

電気自動車用充電設備 (V2H)

合計 1,000,000円

種類	メーカー名	型番
電気自動車用充電設備 (V2H)	株式会社AAA	AAA-1

3 補助対象設備の販売・設置・工事請負事業者の連絡先

N 0	設備の種類	事業者	担当者	連絡先 (電話番号)
1	V2H	株式会社逗子V2H	〇〇	046-873-XXXX
2				
3				
4				

※ 逗子市が、逗子市カーボンニュートラル推進補助金交付に係る内容確認等の範囲において、「3 補助対象設備の販売・設置・工事請負事業者の連絡先」に記載した担当者等に確認することがあります。

記載例

第4号様式 (第4条関係)

設置同意書

交付申請書提出日以前の日付ご確認ください。

令和〇年 4月 16日

逗子市長

同意者 住 所 逗子市逗子5-2-16
氏名 (自署) 逗子 花子
電話番号 046-873-1111

私の所有 (管理) している次の住宅において、逗子市カーボンニュートラル推進補助金交付要綱に基づき、次の補助金申請者が補助対象設備を設置することに同意します。

設置する場所 (所在地※)	逗子市 <u>逗子5-2-16</u>
補助金申請者の氏名	<u>逗子 太郎</u>
補助金申請者との関係	<u>配偶者</u>
設置に同意する補助対象設備の種類 (該当する「✓」を記載)	<input type="checkbox"/> ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス <input type="checkbox"/> 再エネ・省エネ・蓄エネ機器 (太陽光発電設備及び定置式蓄電池システム) <input type="checkbox"/> 再エネ・省エネ・蓄エネ機器 (家庭用燃料電池システム) <input type="checkbox"/> 再エネ・省エネ・蓄エネ機器 (HEMSシステム) <input checked="" type="checkbox"/> 電気自動車用充電設備 <input type="checkbox"/> 既存住宅断熱改修等省エネ対策 (改修工事) <input type="checkbox"/> 既存住宅断熱改修等省エネ対策 (高日射反射率塗装)

※ 住居表示を記載してください。住居表示のない土地については地番を記載してください。

記載例

第8号様式 (第9条関係)

逗子市カーボンニュートラル推進補助事業完了報告書

年 月 日

逗子市長

*** 赤字が記載箇所**

住所 逗子市逗子5-2-16

氏名 逗子 太郎

(自宅) 電話番号 046-873-1111

(携帯) 電話番号 090-000-0000

メールアドレス zushi@zushi.jp

令和〇年7月1日付けで交付決定のあった逗子市カーボンニュートラル推進補助事業完了したので、次のとおり報告します。

日付は空欄のままお持ちください。事業完了年月日から30日以内又は補助事業を実施する年度の3月15日(閉庁日の場合はその前開庁日)のいずれか早い日までに市に提出する必要があります。

1 補助金の種類

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

再エネ・省エネ・蓄エネ機器 (太陽光発電)

完了日は、設備の設置工事の支払い完了日(工事を伴う場合)、設備又は設備が設置された新築(又は新築建売)住宅の支払い完了日、設備又は設備が設置された新築(又は新築建売)住宅の引渡し日のうち、提出書類で確認できる日付で最も遅い日となります。

蓄エネ機器 (家庭用燃料電池システム)

蓄エネ機器 (HEMSシステム)

電設備

等省エネ対策

令和〇年4月30日

〇逗環都発 第 1 号

4 設置場所 (所在地※)

逗子市

5 完了日

令和〇年 10月 15日

※ 住居表示を記載してください。住居表示のない土地については地番を記載してください。

逗子市カーボンニュートラル推進補助金
(逗子市電気自動車用充電設備導入費補助金)

3 補助事業に係る経費の内訳 (別紙)

		ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス	太陽光発電設備及び定置式蓄電池システム	家庭用燃料電池システム	HEMSシステム	電気自動車充電設備	改修工事	高日射反射率塗装	
a	補助事業に係る経費	円	円	円	円	1,000,000 円	円	円	
b	国補助金予定額	円	円	円	円	150,000 円	円	円	
c	県補助金予定額	円	円	円	円	円	円	円	
d	補助対象経費 a - (b + c) * 千円未満切り捨て	円	円	円	円	850,000 円	(d × 1/3) 円	(d × 1/3) 円	
e	補助額 (上限)	500,000 円	150,000 円	50,000 円	10,000 円	200,000 円	75,000 円	75,000 円	
f	交付申請額 * d と e のいずれか 小さい額を記入する	円	円	円	円	200,000 円	円	円	
g	交付申請額の合計 * f の合計								200,000 円

11 その他

○ お問い合わせ先

逗子市環境都市部環境都市課
TEL 046-873-1111 内線 456 457
FAX 046-873-4520

○ 提出方法

申請者本人または同一世帯のご家族が逗子市役所2階、環境都市課窓口でご申請ください。

※原則、施工業者等による代理申請は受け付けておりませんが、委任状（任意の形式可）の提出により代理申請が可能です。

○ 市の施策へのご協力をお願い

補助対象設備の導入後、調査やアンケート等のご協力をお願いする場合があります。